

西区地域部会 規約の変更

専門部会の呼称について、会議体としてわかりやすい表現にするため、以下のとおり一部変更を行う。

現行	変更後
<p>(その他)</p> <p>第6条の2 事業所の連携体制構築及び資質向上を図るために、西区部会に次の専門部会を置き、会長が指名する者で組織し、構成員に限らず西区部会の目的に賛同する者から選任する。この場合において、会長は、1名以上の構成員を含め選任しなければならない。</p> <p>(1) 西区相談支援<b>推進会議</b> 相談支援事業所間の情報交換や連携を図る。</p> <p>(2) 西区子ども部会 略</p> <p>(以下余白)</p>	<p>(守秘義務)</p> <p>第6条の2 事業所の連携体制構築及び資質向上を図るために、西区部会に次の専門部会を置き、会長が指名する者で組織し、構成員に限らず西区部会の目的に賛同する者から選任する。この場合において、会長は、1名以上の構成員を含め選任しなければならない。</p> <p>(1) 西区相談支援<b>部会</b> 相談支援事業所間の情報交換や連携を図る。</p> <p>(2) 西区子ども部会 略</p> <p>(以下余白)</p>

附則  
令和8年4月1日から施行する。